

スマートフォンをめぐる現状と課題

平成24年1月20日

事務局

1. スマートフォンの普及の進展

スマートフォンは、インターネットの利用を前提とした高機能携帯電話。アプリケーションを自由にダウンロードして利用する場面が多く、様々な側面において従来の携帯電話と異なる特性を有する。

※「スマートフォン」について、統一した定義はない



スマートフォン

端末の特性

- ✓ 従来の携帯電話端末の有する通信機能等に加え、PCレベルの高度な情報処理機能を有する。

ネットワークの特性

- ✓ 従来の携帯電話の無線ネットワーク(いわゆる3G回線)の他、(公衆)無線LANを通じてインターネットアクセスを行う。

利用形態の特性

- ✓ 通信目的の利用(電話・電子メール)に加え、アプリケーションをダウンロードして多目的に利用される。
- ✓ PCに比較して利用者との接触時間も長いことから、利用者の位置情報やアプリの利用履歴等、利用者に関する広範・詳細な情報が蓄積・活用される。

サービス提供面の特性

- ✓ 携帯キャリア、プラットフォーム事業者、アプリケーション開発者、情報収集事業者、収集した情報の二次利用者等が相互に連携して、多様なサービスを提供している。

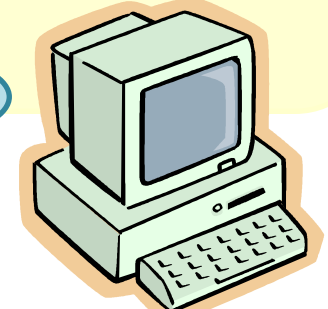
高度な情報
処理機能

電話機能

モバイル化

従来の携帯電話

PC



1 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会

電気通信サービス利用者の利益の確保・向上に関する提言（平成23年12月）

- ・スマートフォンのセキュリティ確保等、スマートフォンに係る安全・安心の在り方について専門家による検討を進める必要がある。
- ・総務省では、スマートフォンの普及が急速に進む中で利用者の置かれている状況を十分考慮した上で、関係者と協力しつつ、専門家による適切な場を設置するなどして、これらの点に関する検討を進めていくことが必要と思われる。



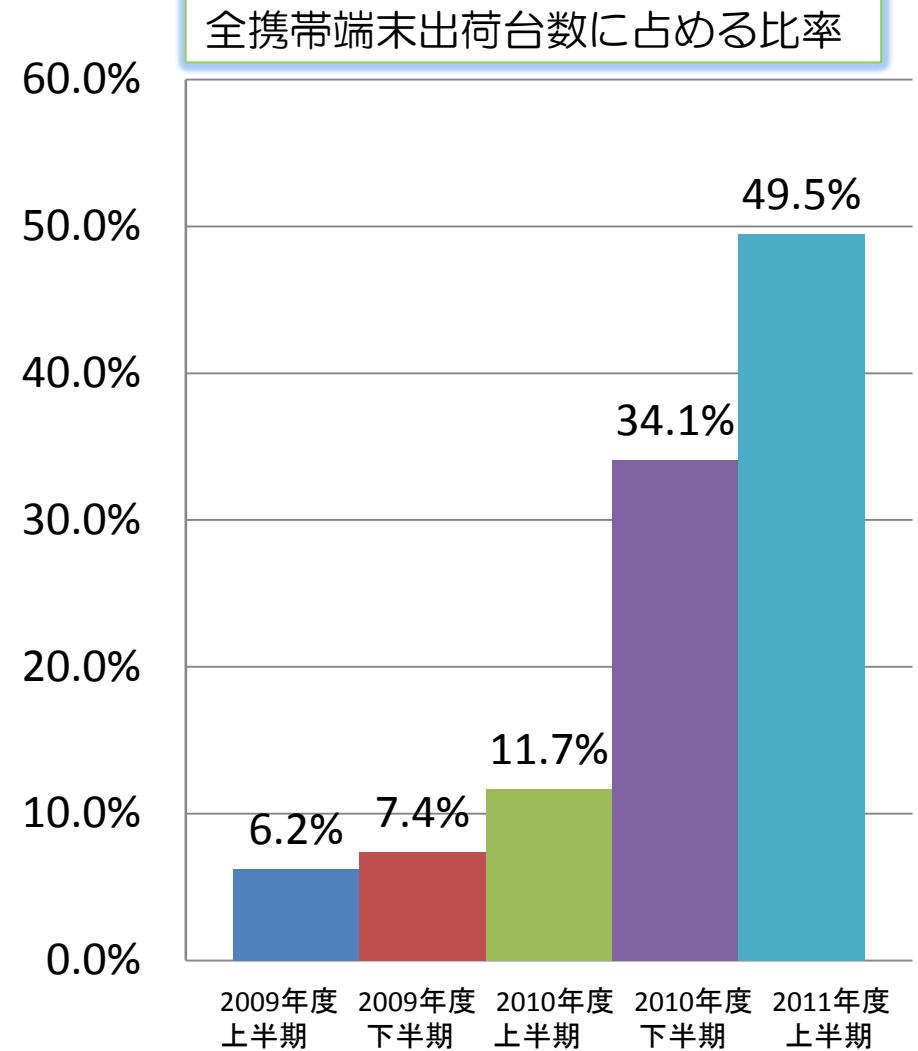
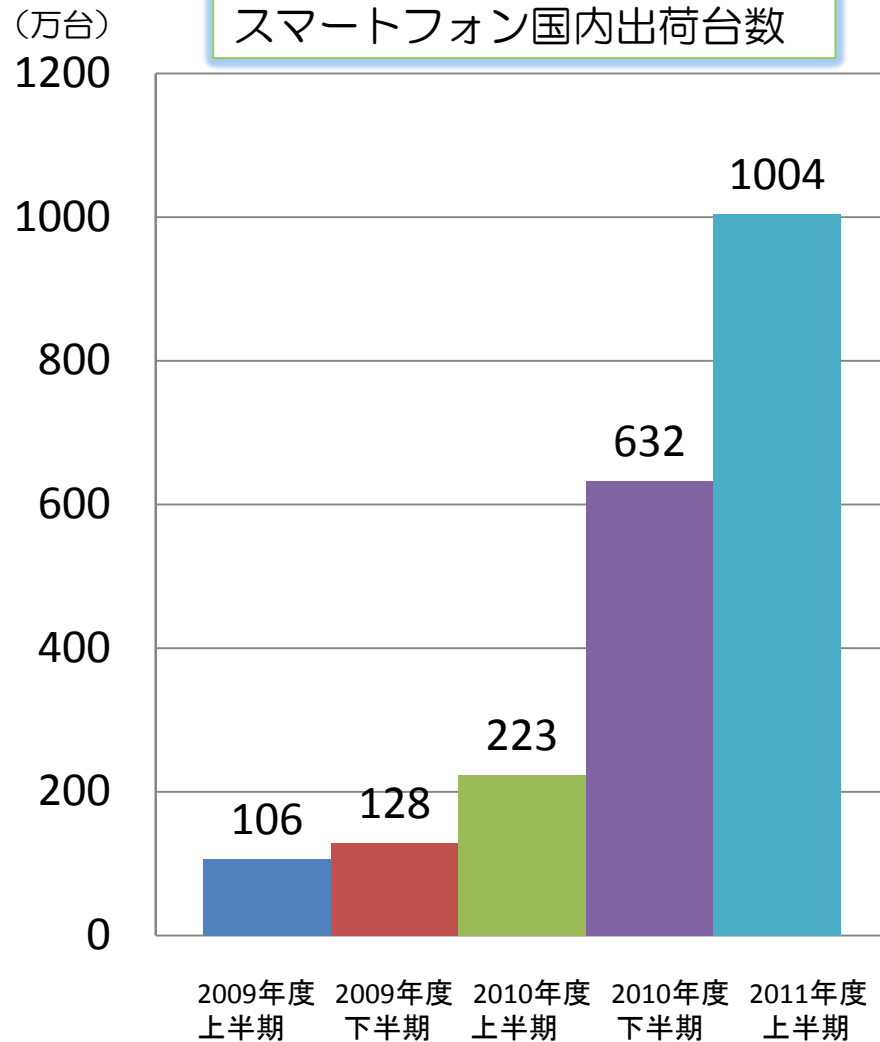
利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会に、新たに
「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG」を設置

2 スマートフォン・クラウドセキュリティ研究会

中間報告～スマートフォンを安心して利用するために当面実施されるべき方策～ （平成23年12月）

- ・位置情報等の利用者情報を、利用者の意図しない形で外部に送信するアプリケーションが問題となっている。
- ・利用者情報に関する課題については、技術的な切り口もさることながら、保護すべき情報そのものに関する議論が必要となることから、別途検討の場を設けるなどして、詳細な検討を進め、本研究会の検討と連携を図っていくことが適当である。

スマートフォンの国内における出荷台数は近年急速に増加し、2011年度上半期には1000万台を越えたとされている。

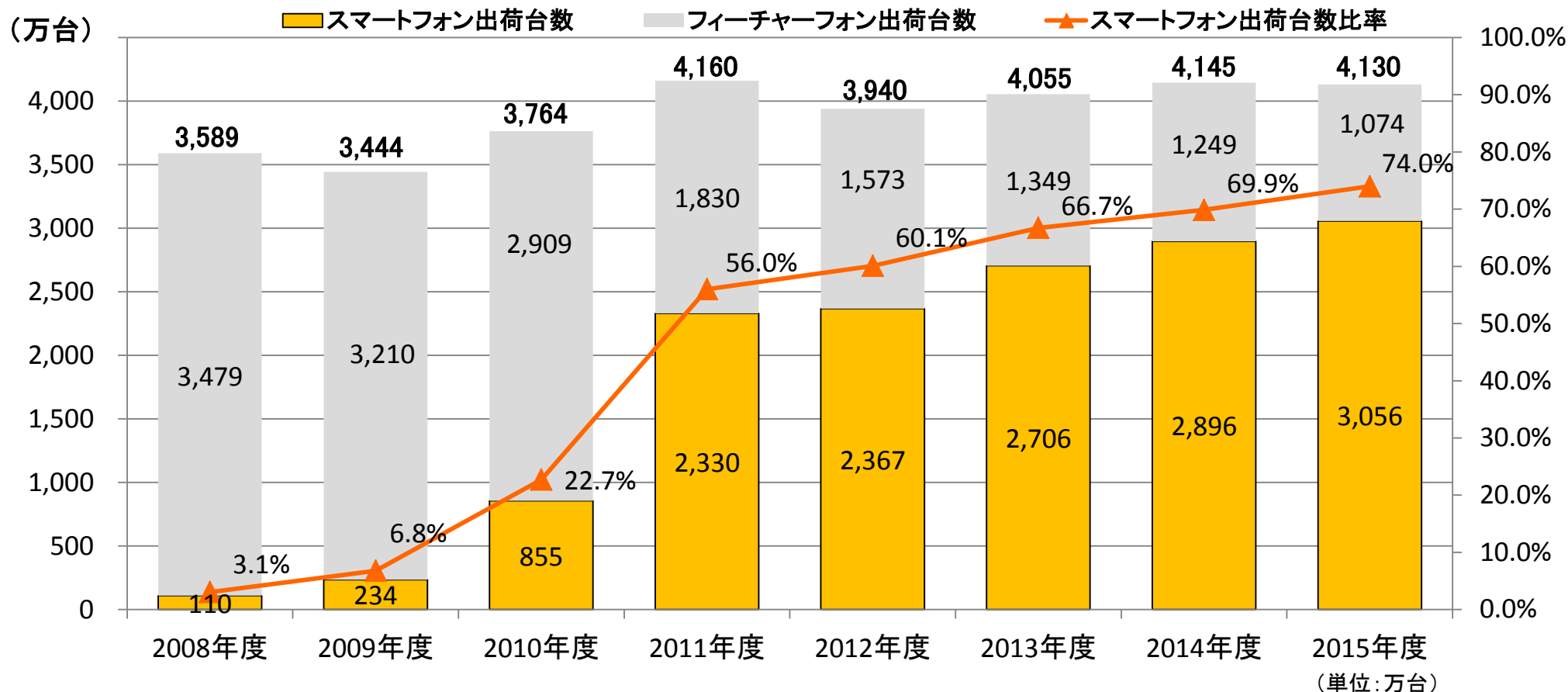


※ 株式会社MM総研調べを基に総務省作成（いずれも国内メーカー製品・海外メーカー製品を含む。）

スマートフォン国内出荷台数の推移・予測（2011年7月予測）

5

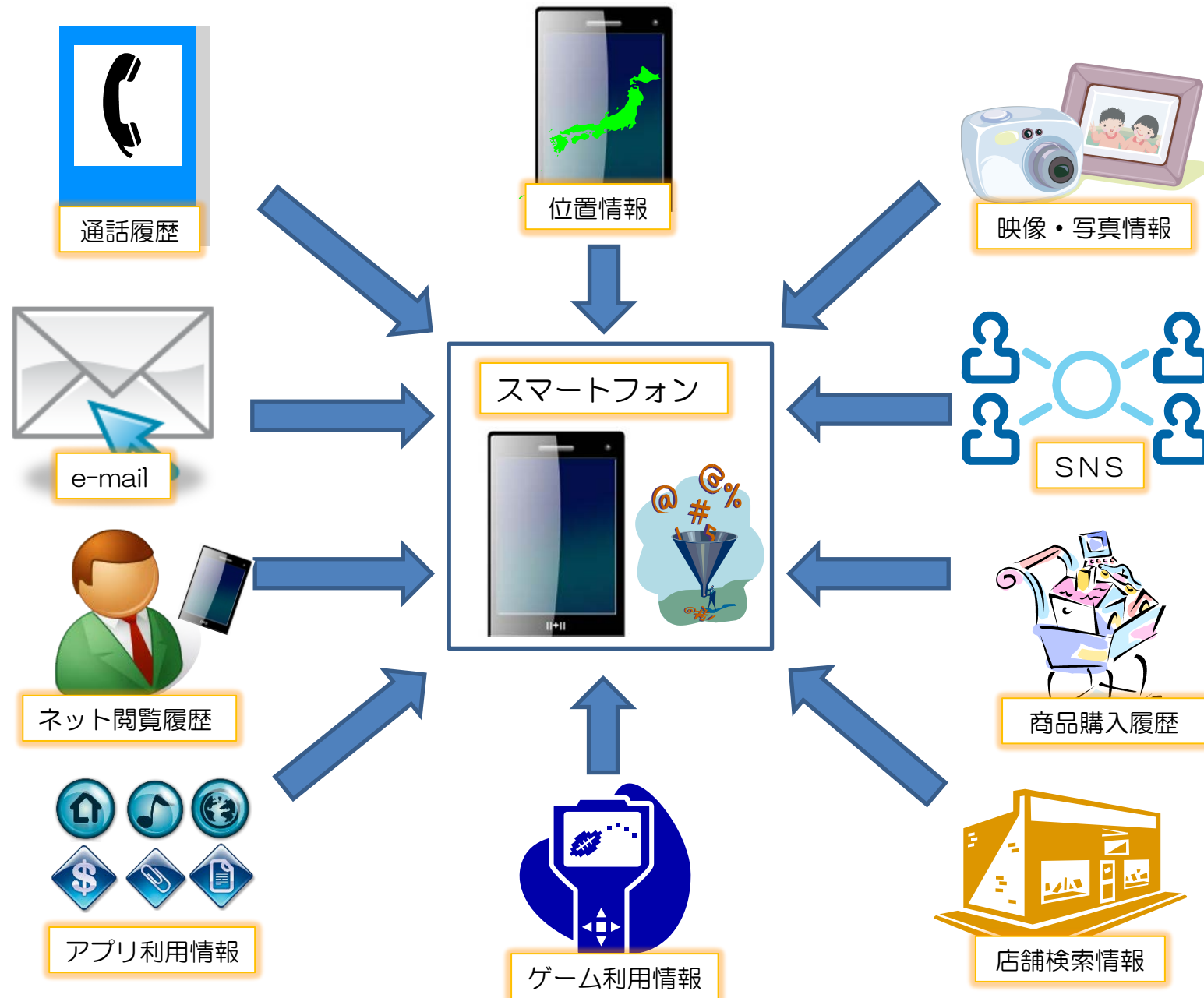
携帯電話端末の国内における年間出荷台数のうち、スマートフォンの占める比率が急速に上昇を続けており、2012年度には60%を越えるとの見通しもある。



	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
総出荷台数	3,589	3,444	3,764	4,160	3,940	4,055	4,145	4,130
うちスマートフォン出荷台数	110	234	855	2,330	2,367	2,706	2,896	3,056
スマートフォン比率	3.1%	6.8%	22.7%	56.0%	60.1%	66.7%	69.9%	74.0%

※ 株式会社MM総研調べ(11年度以降は予測値) (「スマートフォン市場規模の推移・予測(11年7月)」(2011年7月7日)及び「2011年度上期国内携帯電話端末出荷概況」(2011年10月27日)): いずれも国内メーカー製品・海外メーカー製品を含む。PHS・データ通信カード・通信モジュールは含まない。

2. スマートフォンにおける利用者情報 とアプリケーションの導入



	App Store	Android Market	Windows Phone Marketplace
運営母体	Apple Inc.	Google Inc.	Microsoft Corporation
アプリケーション提供対象	iOS搭載端末	Android搭載端末※ ²	Windows Phone 7以降搭載端末
アプリケーション数	500,000以上※ ¹	300,000※ ³	約50,000
アプリケーション掲載に係る審査、ポリシー	Apple社による事前審査	Google社によるポリシー提示とアプリ掲載者の自己審査 (Android Market デベロッパープログラムポリシー) ・個人情報や機密情報: これらを許可なく公開することを禁止 ・悪意あるサービス: マルウェア、スパイウェア等の禁止 等	Microsoft社による事前審査
各OS搭載端末についてアプリケーションを導入できるマーケット	App Storeのみ	デフォルトはAndroid Market※ ⁴ 但しキャリア判断によるカスタマイズが可能。	Windows Phone Marketplaceのみ
参考	端末へのアプリケーション導入時にパスワード入力が必要。	有償アプリ導入時にはPIN入力を要求するように設定することが可能。 当該アプリが使用するOS上の各機能の詳細を表示し、ユーザーにその使用可否を判断しPermissionを出すよう促す画面が表示される。	端末へのアプリケーション導入時にパスワード入力は不要。 当該アプリにおいて位置情報等が利用される場合には警告・確認画面を表示。

※¹ 2011年12月時点。出典：Apple（<http://www.apple.com/pr/library/2011/12/12Apples-Mac-App-Store-Downloads-Top-100-Million.html>）

※² GoogleとのGMS（Google Mobile Services）ライセンス契約を結んだメーカーによって開発され、Googleによって当該契約に基づいたAndroid端末としての認証を受けたGMS搭載Android端末

※³ 2011年10月時点

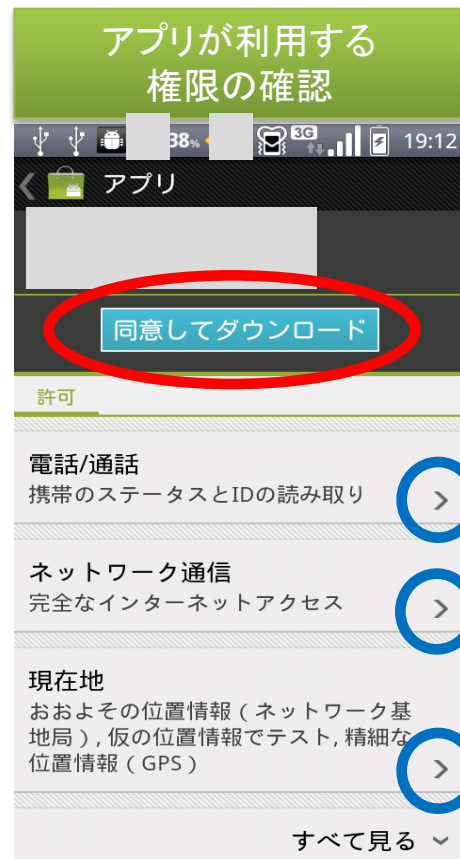
※⁴ Android Market以外からのアプリケーションのインストールにはユーザーのPermissionが必要

	dメニュー、dマーケット (spモード)	au one Market
運営母体	NTTドコモ	KDDI
アプリケーション 提供対象	NTTドコモ スマートフォン (Android搭載端末)	au Androidスマートフォン (Android搭載端末)
アプリケーション 数	カウントしていません。	7,500アプリ(2011年9月末現在)
アプリケーション 掲載に係る審査、 ポリシー	NTTドコモによる事前審査 ・dメニュー: 日本国内法人提供のアプリケー ションのみ掲載 (個人作成アプリケーションは不可) ※掲載基準: http://newsp.nttdocomo.co.jp/ ・dマーケット(アプリ&レビュー): 海外法人提供のアプリも含むアプリを紹介	KDDIによる事前審査 KDDIの指定する事項を届出、同社の承諾を得る。 変更しようとする場合も同様 (第三者の財産、プライバシー等個人の権利を侵害 しまたはその虞のあるもの、マルウェアまたはその 虞のあるもの等は掲載不可)

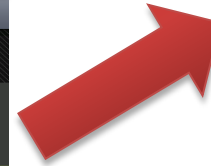
- ・ dマーケット (<http://smt.docomo.ne.jp/>)
- ・ au one Market (<http://web-market.auone.jp/>)



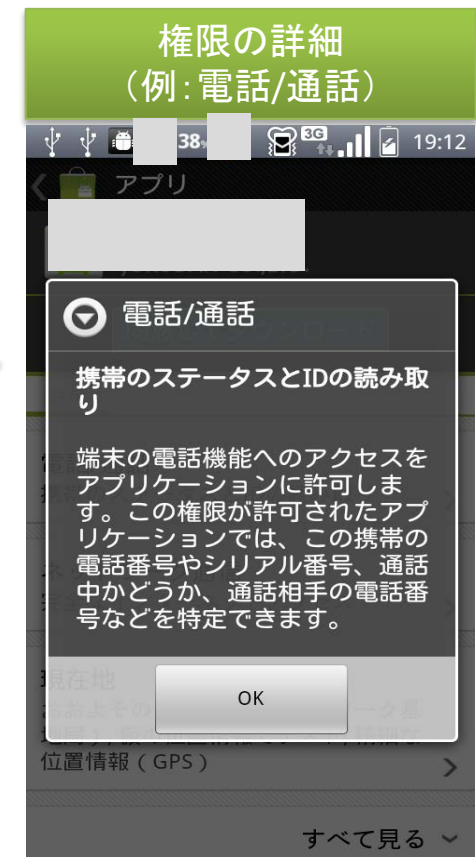
アプリケーションの内容を説明する箇所。
アプリケーション開発者による自由記述。



下にスクロール



アプリケーション
インストール開始



利用者情報の取扱いに関するこれまでの検討①

～利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 第二次提言～

ネットワーク機器や携帯端末の高機能化などにより、ライフログ(※)を利活用したビジネスが注目されていることから、プライバシーの観点を踏まえ、事業者が利用者に対してなすべき配慮に係る原則を策定。

配慮原則

ライフログ：蓄積された個人の生活の履歴をいい、ウェブサイトの閲覧履歴、電子商取引サイトにおける購買・決済履歴、携帯端末のGPS（Global Positioning System 全地球測位システム）により把握された位置情報等々が含まれる。

①広報、普及・啓発活動の推進

対象事業者その他の関係者は、利用者のリテラシーの向上や、不安感や不快感の払拭に資するため、対象情報を活用したサービスの仕組みや、本配慮原則に基づく取組について、広報その他の啓発活動に努めるものとする。

②透明性の確保

対象事業者等は、対象情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について、利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置く（以下「通知等」という。）よう努めるものとする。通知等にあたっては、利用者が容易に認識かつ理解できるものとするよう努めるものとする。

③利用者関与の機会の確保

対象事業者は、その事業の特性に応じ、対象情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供するよう努めるものとする。

④適正な手段による取得の確保

対象事業者は、対象情報を適正な手段により取得するよう努めるものとする。

⑤適切な安全管理の確保

対象事業者は、その取り扱う対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の対象情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるよう努めるものとする。

⑥苦情・質問への対応体制の確保

対象事業者は、対象情報の取扱いに関する苦情・質問への適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

※ 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 第二次提言（平成22年5月26日）

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会第二次提言（平成22年5月）の内容等も踏まえ、平成22年6月一般社団法人インターネット広告推進協議会（JIAA）は、より一層安心してインターネット広告を利用できる環境を整えるためにJIAA会員社が遵守すべき基本的事項を定めた「行動ターゲティング広告ガイドライン」を改定し公表。

第2章 行動履歴情報の取り扱いに関する原則

（透明性の確保）

第4条 配信事業社および掲載媒体社は、次の各号に定める事項（第1号ないし第13号記載の事項は必須項目、第14号記載の事項は推奨項目。以下、第1号ないし第14号の事項を「告知事項」という）を、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で表示する等の方法により、利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置く。

- ①取得の事実
- ②対象情報を取得する事業者の氏名又は名称
- ③取得される情報の項目
- ④取得方法
- ⑤第三者提供の事実
- ⑥提供を受ける者の範囲
- ⑦提供される情報の項目
- ⑧利用目的
- ⑨保存期間
- ⑩利用者関与の手段
- ⑪個人を特定できない情報の利用である旨の明示
- ⑫個人情報取り扱いに関するポリシー（もしくはそこへのリンク）
- ⑬参画企業でのガイドライン遵守の明示
- ⑭各社がそれぞれに留意・配慮している領域

2 掲載媒体社は、前項に加え、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、行動履歴情報を行動ターゲティング広告に利用していることを明示する。

3 掲載媒体社は、前2項に加え、行動ターゲティング広告が設置された領域の周辺にリンクを設置し、リンク先に告知事項を記載したページ（自社サイト内ページまたは配信事業社サイト内ページ）を指定して、告知事項を利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置くよう努力する。

我が国におけるICTを巡る全般的な進展状況の下において、スマートフォンの急速な普及、各種アプリケーションの利活用の進展に伴い、スマートフォンを経由して多種・多量の情報が収集・蓄積されつつある。ICT環境の進展により生成・収集・蓄積が可能・容易になる多種多量のデータ(いわゆる「ビッグデータ」)が利用者にとって安心・安全な形で活用されることで、利用者利便の一層の向上や経済成長につながる事が期待される。

コンテンツ アプリケーション

ソーシャルメディアの普及

各種アプリケーションの普及

- 我が国における直近1年間のソーシャルメディア(mixi、Twitter、Facebook)利用者数は約3200万人となり、リアルタイムなアクセス手段であるスマートフォン経由の利用も増加
- ゲーム、SNS、交通・天気、ニュース、書籍、音楽、医療、教育、生活、ビジネスなど幅広い分野で多くのスマートフォン向けのアプリケーションが提供され普及

プラットフォーム

クラウドサービスの普及

Android、iOS等の普及

- 我が国のクラウドネットワーク技術の利用は、2009年度の14.8%から2010年度には22.5%に増加し、クラウドサービスの市場規模は、2015年には約2.3兆円へ成長
- Android OS、iOSを搭載したスマートフォンが急速に普及。Android Market、App Storeを通じたアプリ提供や決済がプラットフォームとして活用される

ネットワーク

ブロードバンド化の進展

ワイヤレス通信の高度化

- ブロードバンドの基盤整備率は、2010年度末現在、超高速ブロードバンドで約93%に達し、加入契約数は約3500万加入となっており、FTTHが過半数
- LTEのサービス開始・普及、第三世代データ通信の高速化、Wifi、WiMAX等の無線アクセスなどによりワイヤレス通信が普及。スマートフォンの普及により急速にデータ通信量が増加。

デバイス

スマートフォンの普及

- スマートフォンの国内出荷台数は2011年度に2000万台を越える見込み。携帯電話端末出荷台数の半数以上がスマートフォンとなり、今後も一層の普及が見込まれる。

3. 本WGにおける検討課題

- 世界的に急速な普及の進展がみられるスマートフォンを經由して多種・多量の利用者情報（いわゆるビッグ・データ）が生成・取得・蓄積されつつあり、これらデータを活用して、利用者に対して利便性の高いサービスが提供され、社会・経済活動に資することが期待される。
- 他方、スマートフォンの利用者が十分認識しないまま、あるいはその同意なく、利用者情報がアプリケーション等により収集・利用され、さらに第三者に提供される場合もあり、スマートフォンにおける利用者情報の収集・利用の状況に利用者が不安感等を抱く事例もみられる。



【検討課題1：利用者情報の取扱いの在り方】

- 利用者情報が多様なサービス提供に活用されている現状を踏まえ、利用者がスマートフォンやそれを通じて提供される利便性の高いサービスを安心・安全に利用できるよう、
 - ①利用者情報の性質・分類
 - ②利用者情報の取扱いの在り方
 - ③関係者が取り組むべき事項について、グローバルな視点から検討することが適当ではないか。

【検討課題2：利用者に対する周知の在り方】

- 併せて、今後、スマートフォンの一層の普及が見込まれる中、青少年から高齢者まで、スマートフォンを安心・安全に利用できる環境を整備するためには、次の事項について、どのような情報を、誰が、どのように周知すべきかについて、利用者の視点から検討することが適当ではないか。
 - ・スマートフォンの特性及びスマートフォンを通じたサービス提供を巡る状況
 - ・それらを踏まえたスマートフォンを利用する上でのリスク等
 - ・利用者において実施可能な対応策等

【検討課題 1：利用者情報の取扱いの在り方】 以下の諸点について、我が国及び諸外国での議論を踏まえて検討してはどうか。

①利用者情報の性質・分類

- 具体的にどのような情報が、スマートフォンを経由して、どのように取得・利用・蓄積されているのか
- 特定のID等のように、個人情報と容易に結びつくものや、位置情報のようにプライバシー性が高いとされるものなど、利用者情報をどのように整理・分類すべきか

②利用者情報の取扱いの在り方

- 利用者情報の適切な取得方法はどうあるべきか
- 利用者情報の取得・利用の目的は、どのような範囲で許容され、それをどの程度特定すべきか
- 利用者情報の第三者提供は、どのような範囲・方法でなされるべきか
- 上記取得・利用される利用者情報、目的、第三者提供の範囲等について、利用者に対しどのように通知し、また同意を取得すべきか
- 取得後の利用者情報の利用・蓄積において考慮すべき事項は何か

③関係者において必要な取組

- 国、関係事業者（電気通信事業者、アプリケーションマーケット運営事業者、アプリケーション開発事業者、情報収集事業者、広告配信事業者等）及び事業者団体並びに利用者においてどのような取組が必要か
- 利用者が有効な選択を行うために、どのような取り組みが必要か
- 国際的な協調を図るためにどのような取組が必要か

【検討課題２：利用者に対する周知の在り方】 以下の諸点について、利用者の視点から議論してはどうか。

①スマートフォンの 特性及びスマート フォンを通じた サービス提供を 巡る状況

- どのような特性及び状況を周知すべきか
- 国、関係事業者・団体、消費者団体等は、各々又は相互に連携して、上記特性及び状況を、どのような方法によって周知すべきか

②それらを踏まえた スマートフォンを 利用する上での リスク等

- どのようなリスク等を周知すべきか
- 国、関係事業者・団体、消費者団体等は、各々又は相互に連携して、上記特性及び状況を、どのような方法によって周知すべきか

③利用者において 実施可能な 対応策等

- 利用者がスマートフォンに係る情報を入手する手段としてどのようなものがあるか
- スマートフォンに係る契約に関し、利用者が意識すべき事項は何か
- スマートフォンを利用するに当たり、利用者が②のリスク等に対応し得る方法としてどのようなものがあるか
- 上記事項を国、関係事業者・団体、消費者団体等は各々又は相互に連携して、どのような方法によって周知すべきか

参考資料集

参考 1. スマートフォンを取り巻く状況

携帯電話の発展と今後の展開

モビリティ・通信品質等に優れた携帯電話系システムと、高速性・コスト面等で先行する無線LAN系の双方のシステムが各々発展してきており、両者の特色をとりこみつつ、新たな移動通信システムが検討される。スマートフォンの普及が急速に進展。

携帯電話

1980's

第1世代
アナログ
方式



1993～

第2世代
PDC(日本)
GSM(欧州)
cdmaOne(北米)



～数kbps

2001～

第3世代
W-CDMA
CDMA2000
(世界共通)



～384kbps

2006～

第3.5世代
HSPA等



～22Mbps

2010年12月
サービス開始

第3.9世代
LTE

100Mbps超

第4世代
(IMT-Advanced)

高速移動時 100Mbps
低速移動時 1Gbps

(光ファイバと同等)

2012年1月、ITU（国際電気通信連合）において勧告承認。

音声

インターネット接続

(ADSL同等) 音楽、ゲーム等サービスの高度化

無線アクセス

広域化
モバイル化

広帯域移動無線アクセスシステム
(WiMAX)
(最大40Mbps。2009年2月よりサービス開始)



無線LAN

11Mbps

2000's

54Mbps

100Mbps

高速化

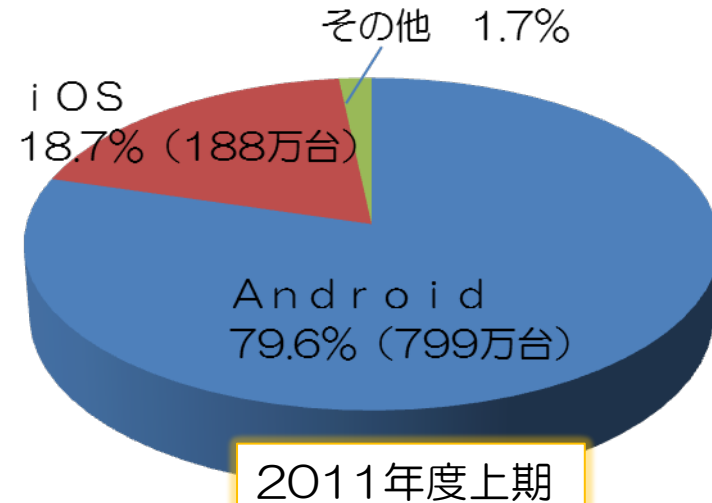
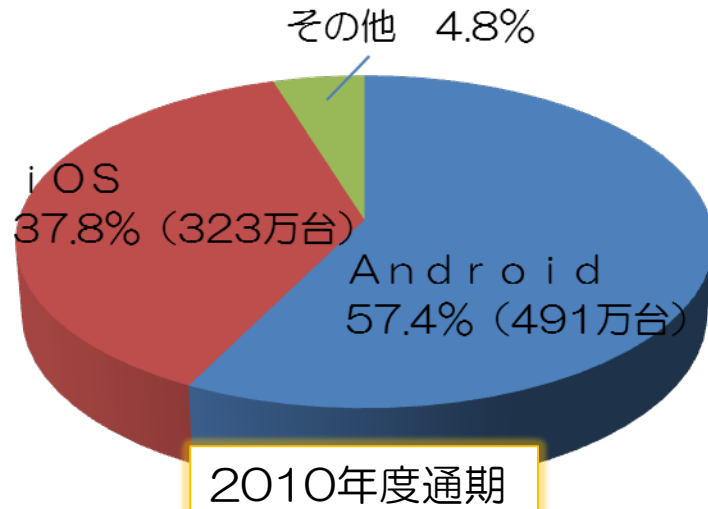
スマートフォン

現在

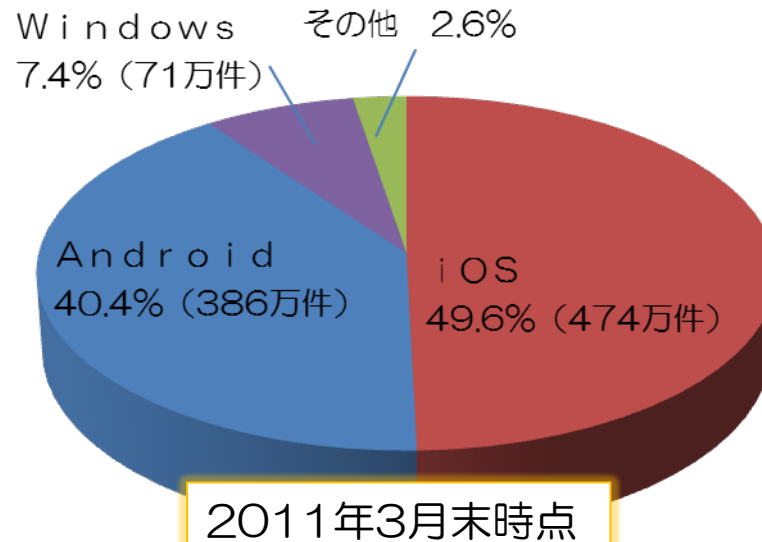
1Gbps

超高速
無線LAN

出荷台数のOS別シェア



契約数のOS別シェア



JSSECの概要

- 急激に普及するスマートフォンの安全な利活用を図るため、関連する様々な分野の企業や団体が協調して取り組むことで、スマートフォンに関するセキュリティ上の課題を共有するとともに、解決策の検討、その結果および成果物を公開し、関係者の成長に寄与することを目的。
- 平成23年5月に発足。平成23年12月にスマートフォンの業務利用に係るセキュリティガイドラインを公表。
- スマートフォンの情報収集に係る技術面からの提言、適正マーケットの運用ガイド等についても検討中。

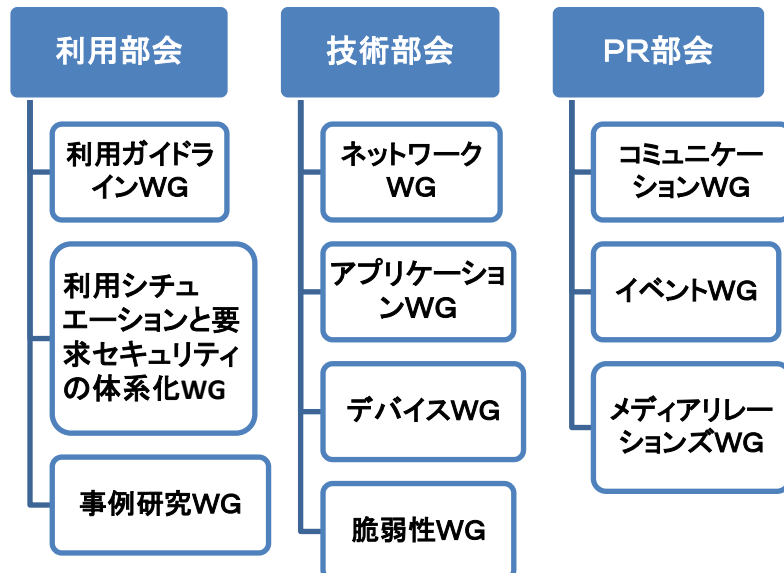
体制等

会長 安田 浩 東京電機大学
副会長 柳澤 隆治 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
副会長 増田 和彦 KDDI株式会社
副会長 伊藤 泰三 シャープ株式会社

監事 丸山 満彦 デロイトトーマツリスクサービス株式会社

理事 秋田 健太郎 サイバーソリューションズ株式会社
 大西 新二 株式会社ネクストジェン
 小野 喜代志 NRIセキュアテクノロジーズ株式会社
 加賀山 進 株式会社カスペルスキー
 鎌田 信夫 株式会社ソリトンシステムズ
 北村 裕司 サイバートラスト株式会社
 木下 剛 シスコシステムズ合同会社
 郷間 佳市郎 株式会社日立情報システムズ
 小屋 晋吾 トレンドマイクロ株式会社
 下村 正洋 特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会
 田中 辰夫 マカフィー株式会社
 中村 俊一 株式会社シーイーシーソリューションズ
 西田 純隆 株式会社インフォセック
 三本 幸司 富士ソフト株式会社
 村上 智 株式会社シマンテック

事務局長
 西本 逸郎 株式会社ラック



参考2. 海外における状況

対象

- オンライン行動広告（異なる時間に行われたオンライン上での消費者の行動を追跡することにより消費者個々の嗜好に合わせた広告を提供すること）が対象。
- First Party Advertising（※1）、Contextual Advertising（※2）は対象外。
- PII（個人識別情報）と非PIIを区別しない。（どちらも対象）
- 特定の個人や使用するPCや機器に合理的に関連づけが可能となる、オンライン行動広告向けのデータが対象。

※1: 第三者とデータが共有されない、自己のサイト内でのデータを使用した広告

※2: 広告が一回の訪問履歴や検索結果のみにより行われる広告

4原則

①透明性及び消費者による管理

行動ターゲティング広告のために情報を収集する全てのWeb サイトは、消費者をターゲットとした広告に提供するためのデータが収集される詳細を、明確、かつ、消費者にとってわかりやすく、その目を惹きやすい形で提示しなければならない。また、そのような目的で情報が収集されることの可否を消費者が決定できるようにしなければならない。データ収集が伝統的なウェブサイト外で行われる場合、上記の原則を満たす代替的な方法を提供しなければならない。

②消費者のデータに対する合理的なセキュリティ、データ保持の原則

行動ターゲティング広告のために消費者の情報を収集または保存するあらゆる企業は、当該データに対して合理的なセキュリティを施さなければならない。セキュリティは、データセキュリティ関連諸法や連邦取引委員会によるデータセキュリティ執行のための行動等と同じく、データの機微の程度、当該企業の事業遂行の性質、当該企業が保有するリスク、当該企業が合理的な可能なセキュリティのレベルに応じて決定される。また、当該データは、正当な事業の遂行や法執行において必要な期間に限り保持されるべきである。

③プライバシーに関する同意の実質的変更にあたっての事前の同意再取得

連邦取引委員会が本原則の執行および普及活動で明らかにしたとおり、消費者のデータの取り扱い方および保護の仕方について、企業が消費者との間に行った合意は、仮に事後プライバシーポリシーを変更したとしても遵守しなければならない。そのため、取り決めに定めた利用法と実質的に異なる方法で当該データを用いようとする企業は、事前に影響を受ける消費者から同意を得なければならない。本原則は、企業の買収に当たってデータの収集、使用、共有方法に実質的な変更が生じた際にも適用される。

④行動ターゲティング広告のための機微情報の使用に対する事前同意（または使用の禁止）

企業は機微情報を用いた行動ターゲティング広告を受け取ることにについて事前に消費者から同意を得て機微情報を取得した場合に限り、当該広告を行わなければならない。

対象

- 特定の消費者、PCやその他端末と合理的に関連付けることが可能な消費者データを収集、または利用するすべての商業主体が対象

新たな枠組みの原則

①Privacy by Design : ビジネス設計段階からのプライバシー保護

- 企業は、全社かつ商品・サービス開発の前段階で消費者プライバシー保護の取り組みを促進すべき

②Simplified Choice : 選択する権利の簡易化

- 企業は、消費者の選択する権利を分かりやすくすべき
 - 一般的に容認されない行為に対しては、消費者データの収集や利用に先立ち有意義な選択をする権利を提供
 - オンライン行動広告に関して、業界全体を網羅する包括的な消費者の選択する権利を実現する
- 「Do Not Track(追跡拒否)」制度(※)を提案

(※)その手法として、消費者によるサイト毎の登録ではなく、ブラウザ・ベースでの対応を提案

③Greater Transparency : さらなる透明性の確保

- 企業は、プライバシー告知のさらなる明確化、簡潔化、標準化を行うべき
- 企業は、消費者データへの合理的なアクセスを提供すべき
- 企業はデータ収集時点で告知した方法と異なる方法で消費者データを利用する場合、消費者の明示的な合意を得なければならない



パブリックコメントにより提出された意見(450件以上)をFTCは現在考慮中

概要

- 商務省のインターネット政策タスクフォース(IPTF: Internet Policy Task Force)による政策提言の報告書インターネットの持つイノベーション、雇用創出、経済成長への効用を確保しつつ、いかに消費者のオンライン・プライバシーを保護していくかについての政策提言の報告書
- 現在のプライバシー保護法制ではインターネット上での個人情報の利用の進展に十分追いついておらず、FTCが取り組んでいる個人のオンライン・プライバシー保護も十分に機能しているとは言い切れないため、枠組みの見直しが必要

主な提言

- ◎ プライバシー権利章典(Privacy Bill of Rights)として公正情報行動原則(FIPPs: Fair Information Practice Principles)の検討
 - FIPPsには、事業者による消費者情報の利用についての透明性確保、データ収集の必要性とそのデータ利用方法の説明、データの明確な利用範囲、監査システム等による説明責任等の向上も盛り込むべき
 - 国土安全保障省(DHS: Department of Homeland Security)は2008年、1974年プライバシー法に基づくFIPPs 8原則を採択
8原則: ①透明性、②個人の参加、③目的限定、④データ最小化、⑤利用制限、⑥データ品質及び完全性、⑦セキュリティ、⑧説明責任及び監査。
- ◎ プライバシー行為規範(Privacy Codes of Conduct)の検討とプライバシー保護政策室の設置
 - 同室は、インターネット政策タスクフォースの職務を引き継ぎ、様々な利害関係者との対話を開催するとともに、商用データのプライバシー保護政策の専門機関として機能すべき
- ◎ 技術革新と貿易拡大のためのグローバルな相互運用性の導入
- ◎ セキュリティ侵害(breach)報告制度のハーモナイズ
- ◎ クラウドを想定した電子通信プライバシー保護法(ECPA: Electronic Communications Privacy Act)の見直し
 - 電子通信プライバシー保護法をクラウド等に対応したプライバシー保護となるよう見直すべき。個人のプライバシーを保護し、消費者データへの非合法アクセスや消費者データの公開を取り締まるべき

主な制度

- 1995年「個人データ処理及びデータの自由な移動に関する個人の保護に関する指令(95/46/EC)」
(EU個人データ保護指令)
- 2002年「個人情報の処理と電子通信部門におけるプライバシーの保護に関する指令(2002/58/EC)」
(e-プライバシー指令)
 - (1)Cookieの利用に当たって内容を明示しオプトインによる利用者同意を求める、
 - (2)ロケーションデータを利用する際にオプトインによる利用者同意を求める 等
- 2009年「Telecom Reform Package」(e-プライバシー指令の一部改正)
 - (1)利用者に対するCookie及び個人情報の利用についての分かりやすい説明による事前通知を義務づけ
 - (2)利用者のより容易な自己の情報のコントロールに向けた改善
 - (3)個人情報の使用目的の明示と目的外使用の禁止
- EU個人データ保護指令第29条に基づくデータ保護作業部会
 - (1)検索サービス提供会社の検索ログ保存期間に関して審議。09年2月、個人特定可能なIPアドレスがあるログファイル保存期間を6ヶ月とすることで米国主要検索事業者と合意。
 - (2)09年6月SNSにおける個人情報保護に関する報告書を公表。EU域外のSNS事業者であっても指令適用を受けうる



EU「個人データ保護規則」案の公表(2012年1月25日(予定))

- より強固な個人データ保護ルールの整備(「忘れられる権利」、「プライバシー・バイ・デザイン」原則等)
- データ保護に関するグローバルな対応(EU域内居住者向けの場合、域外事業者による個人データ取扱いにも法令効力)
- その他:課徴金(企業の全世界での売上高の最大5%相当額) 等

**プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告(1980年9月)
(OECDプライバシーガイドライン)**

8原則(①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、
⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則)
⇒世界の多くの国の個人情報保護法の立法にその考え方が採用される

- ・グローバル・ネットワークにおけるプライバシー保護に関する閣僚宣言(1998年)
- ・プライバシー・オンライン: 政策及び実務的ガイダンス(2003年)

インターネット経済の将来に関するソウル閣僚宣言(2008年6月)

プライバシーガイドライン等の適用を「変化し続ける技術、市場動向と利用者の行動及びデジタルアイデンティティの重要性増大に照らして」OECDにおいて評価することを要請

インターネット経済に関するハイレベル会合(2011年6月)

インターネット政策制定の原則に関するコミュニケ

プライバシーガイドライン
制定後30年経過
した状況変化

- ・インターネットの発展 クラウドコンピューティングの発展
- ・収集、利用、保存される個人データの量の増大
- ・社会的経済的利益の価値とプライバシーに対する脅威
- ・個人データのグローバルな利用可能性

グローバルに相互運用可能なプライバシー枠組み検討の必要性

⇒ボランティアグループにおいて、議論の枠組みとなる文書を作成中

	法律名(制定年)	主な監督機関名 (設置年)	法的位置付け
米国	連邦プライバシー法(1974年制定) 連邦取引委員会(FTC)法 公正信用報告法(FCRA) 金融サービス近代化法(GLBA) 児童オンラインプライバシー保護法(COPPA) 等	連邦取引委員会(FTC)(1915年) ※その他多数の機関が関わっている。	独立行政委員会 (委員数:5人)
カナダ	連邦プライバシー法(1982年制定) 個人情報保護及び電子文書法(PIPEDA法)(1999年制定)	連邦プライバシー・コミッショナー (1982年)	特殊オンブズマン (プライバシー・コミッショナー: 1名)
EU	1995年個人データ保護指令 2002年e-プライバシー指令	欧州データ保護監督官 29条作業部会	
英国	1998年データ保護法 (1984年データ保護法を改正)	情報コミッショナー (2001年、前身は1984年)	女王から独立した単独法人 (情報コミッショナー:1名)
仏国	情報処理、情報ファイル及び自由に関する法律 (1978年制定/2004年改正)	情報処理及び自由に関する国家委員会(CNIL)(1978年)	独立行政委員会 (委員数:17名)
ドイツ	連邦データ保護法(2009年度最終改正)	連邦データ保護・情報自由監察官(1977年) 州プライバシーコミッショナー等	連邦議会によって選任され、大統領が任命(監察官:1名)
韓国	個人情報保護法(2011年) 情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律(1999年制定/2001年改正)	個人情報保護委員会 (2011年)	諮問機構と行政機構の両者の性格を有する(委員数:15名)

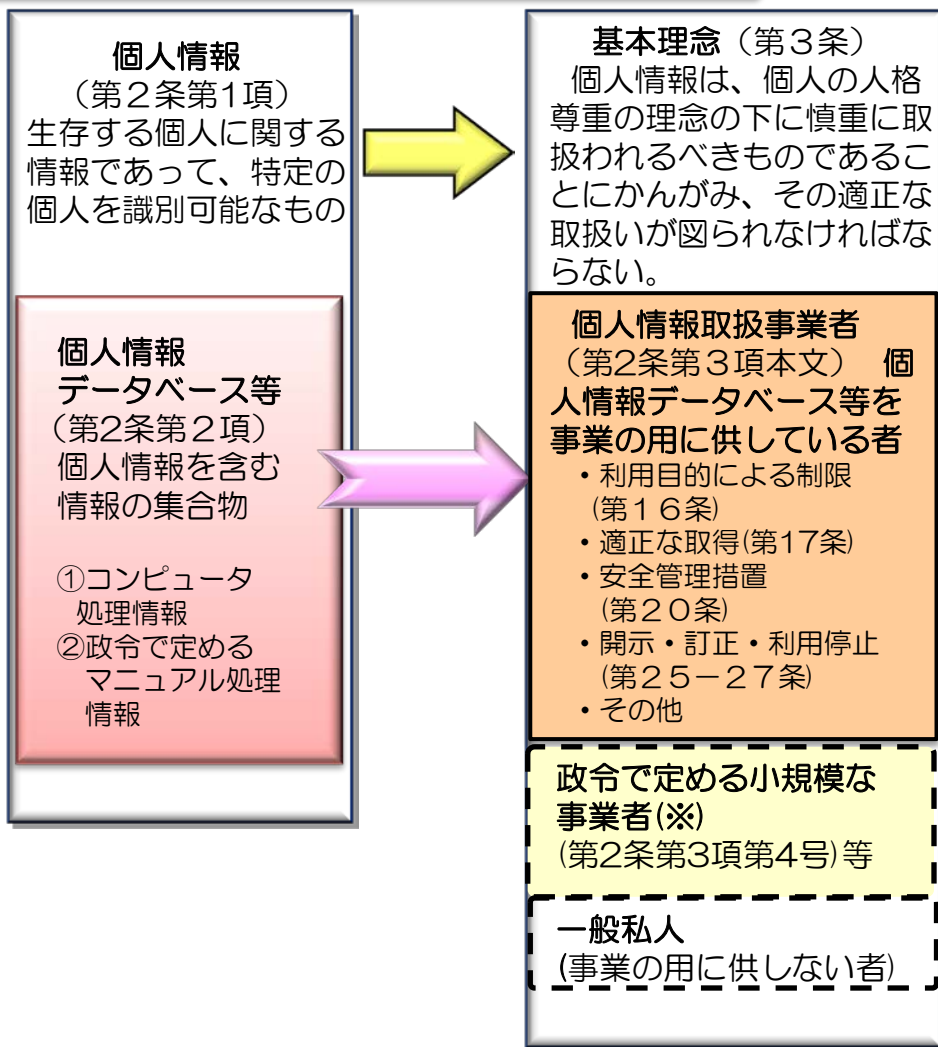
(消費者庁「諸外国等における個人情報保護制度の監督機関に関する検討委員会・報告書(平成23年3月)」に基づき、総務省作成)

参考3. 我が国における個人情報保護法



- ※1 個人情報の保護に関する法律
- ※2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ※3 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ※4 各地方公共団体において制定される個人情報保護条例

対象となる個人情報、事業者の範囲



「個人情報」

生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別可能なもの(他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を認識できるものを含む。)(第2条第1項)

(例)データベース化されていない書面・写真・音声などに記録されているもの

「個人データ」

(1)個人情報データベース等を構成する個人情報【第2条第4項】

(2)個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合物であって【第2条第2項】

- ①特定の個人情報をコンピュータを使って検索できるように体系的に構成されたもの
- ②特定の個人情報を目次、索引などで容易に検索(五十音順、日付順等で符号等により検索が可能)することができるように体系的に構成されたマニュアル処理されたもの

「保有個人データ」

個人情報取扱事業者が開示、訂正、削除等の権限を有する個人データ【第2条第5項】

(例)自社の事業活動に用いている顧客情報、事業として第三者に提供している個人情報、従業員等の人事管理情報

《除かれる場合》

- ① 本人・第三者の生命等に危害を及ぼす、違法・不当な行為を助長し誘発する(「クレーム」情報でなく「クレマー」に関する情報は該当)情報、国の安全を害する、犯罪の捜査に支障を及ぼす等といったおそれがあるもの【政令第3条】
- ② 6ヶ月以内に消去することとなるもの(注)【政令第4条】

(注) 通常は6ヶ月以内に消去されるが、例外的に6ヶ月を超えて保存される可能性のある個人データ(料金未納者の料金明細など)は、6ヶ月以内に消去されなかった段階で「保有個人データ」となる。また通常6ヶ月を超えて保存される個人データについても、6ヶ月を超えて保有された段階から「保有個人データ」となる。

※ 事業の用に供する個人データによって識別される人数が5,000以下の者(なお、市販のカーナビや電話帳をそのまま利用する場合、これらに含まれる個人データによって識別される人数は算定に含まれない。)

個人情報
取扱事業者

あらかじめ

本人の同意

を得ることが必要

- ①法令に基づく場合（例：届出、通知など）
- ②人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合（例：急病の場合など）
- ③公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合（例：疫学調査など）
- ④国等に協力する場合（例：税務調査に協力する場合）

第三者

本人の求めに応じて第三者への提供
を停止する場合（オプトアウト※）

※オプトアウトの要件（法第23条第2項）

以下の要件をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置いている場合。

- ①第三者への提供を利用目的とすること
- ②第三者に提供される個人データの項目
- ③第三者への提供の手段又は方法
- ④求めに応じて第三者への提供を停止すること

第三者に当たらない場合（法第23条第4項）

- ①委託先への提供（第1号）
- ②合併等に伴う提供（第2号）
- ③グループによる共同利用（共同利用する者の範囲や利用目的等をあらかじめ明確にしている場合に限る。）（第3号）

第1章 総則（第1条―第3条）

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第2章 国及び地方公共団体の責務等（第4条―第6条）（略）

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第1節 個人情報の保護に関する基本方針（第7条）（略）

第2節 国の施策（第8条―第10条）（略）

第3節 地方公共団体の施策（第11条―第13条）（略）

第4節 国及び地方公共団体の強力（第14条）（略）

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務（第15条―第36条）

第15条 利用目的の特定

第16条 利用目的による制限

第17条 適正な取得

第18条 取得に際しての利用目的の通知等

第19条 データ内容の正確性の確保

第20条 安全管理措置

第21条 従業員の監督

第22条 委託先の監督

第23条 第三者提供の制限

第24条 保有個人データに関する事項の公表等

第25条 開示

第26条 訂正等

第27条 利用停止等

第28条 理由の説明

第29条 開示等の求めに応じる手続

第30条 手数料

第31条 個人情報取扱事業者による苦情の処理

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務（第15条―第36条）（続き）

第32条 報告の聴取

第33条 助言

第34条 勧告及び命令

第35条 主務大臣の権限の行使の制限

第36条 主務大臣

第2節 民間団体による個人情報保護の推進（第37条―第49条）
（略）

第5章 雑則（第50条―第55条）
（略）

第6章 罰則（第56条―第59条）
（略）

附則

第一章 総則

(目的) 第一条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義) 第二条

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した ものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者 をいう。

ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
 - 二 地方公共団体
 - 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
 - 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
 - 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者
- 4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- 5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるものの以外のものをいう。
- 6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本理念) 第三条

個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが計られなければならない。

第四章 個人情報取扱事業者の義務等

（利用目的の特定） 第十五条

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しない
なければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の 利用目的と相当の関連性を有すると 合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限） 第十六条

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（適正な取得） 第十七条

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等) 第十八条

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保) 第十九条

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置) 第二十条

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業員の監督) 第二十一条

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督) 第二十二條

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限) 第二十三條

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

（訂正等） 第二十六条

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

（利用停止等） 第二十七条

個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

（理由の説明） 第二十八条

個人情報取扱事業者は、第二十四条第三項、第二十五条第二項、第二十六条第二項又は前条第三項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

（開示等の求めに応じる手続） 第二十九条

個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項、第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）に関し、政令で定めるところにより、その求めを受け付ける方法を定めることができる。この場合において、本人は、当該方法に従って、開示等の求めを行わなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
- 3 開示等の求めは、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前三項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

（手数料） 第三十条

個人情報取扱事業者は、第二十四条第二項の規定による利用目的の通知又は第二十五条第一項の規定による開示を求められたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により手数料を徴収する場合は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない。

（個人情報取扱事業者による苦情の処理） 第三十一条

個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

（報告の徴収） 第三十二条

主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

（助言） 第三十三条

主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

（勧告及び命令） 第三十四条

主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているとき、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二條まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（主務大臣の権限の行使の制限） 第三十五条

主務大臣は、前三条の規定により個人情報取扱事業者に対し報告の徴収、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、主務大臣は、個人情報取扱事業者が第五十条第一項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報を取り扱う場合に限る。）に対して 個人情報を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。

（主務大臣） 第三十六条

この節の規定における主務大臣は、次のとおりとする。ただし、内閣総理大臣は、この節の規定の円滑な実施のため必要があると認める場合は、個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち特定のものについて、特定の大臣又は国家公安委員会（以下「大臣等」という。）を主務大臣に指定することができる。

- 一 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち雇用管理に関するものについては、厚生労働大臣（船員の雇用管理に関するものについては、国土交通大臣）及び当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等
- 二 個人情報取扱事業者が行う個人情報の取扱いのうち前号に掲げるもの以外のものについては、当該個人情報取扱事業者が行う事業を所管する大臣等

2 内閣総理大臣は、前項ただし書の規定により主務大臣を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

3 各主務大臣は、この節の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

参考4. 「電気通信事業における個人情報保護のガイドライン」の概要

【電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）】

- 目的：通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めることにより、電気通信サービスの利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護すること
- 構成：
 - 第1章 総則
（目的、定義のほか、通信の秘密に関する電気通信事業法の規定及び個人情報保護法の規定とガイドラインの関係等を明確化）
 - 第2章 個人情報の取扱いに関する共通原則
 - 第3章 各種情報の取扱い
（電気通信事業者が取り扱う各種情報の取扱いに関する規定を整備。例：通信履歴、発信者情報、位置情報、不払い者情報、迷惑メール等送信に係る加入者情報等）
- 特色：個人情報だけではなく通信の秘密の観点からも規定、保有する個人情報等の数にかかわらずすべての電気通信事業を行う者が対象、個人データ・保有個人データの用語は用いずにすべての個人情報対象、等。

※対象は、電気通信事業を行う者（登録、届出の有無を問わない）

（参照）

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html

第1章 総則

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（一般原則）

第2章 個人情報の取扱いに関する共通原則

第4条（取得の制限）

第5条（利用目的の特定）

第6条（利用目的による制限）

第7条（適正な取得）

第8条（取得に際しての利用目的の通知等）

第9条（正確性の確保）

第10条（保存期間等）

第11条（安全管理措置）

第12条（従業者及び委託先の監督）

第13条（個人情報保護管理者）

第14条（プライバシーポリシー）

第15条（第三者提供の制限）

第16条（個人情報に関する事項の公表等）

第17条（個人情報の開示及び訂正等）

第18条（理由の説明）

第19条（開示等の求めに応じる手続）

第20条（手数料）

第21条（苦情の処理）

第22条（漏えい等が発生した場合の対応）

第3章 各種情報の取扱い

第23条（通信履歴）

第24条（利用明細）

第25条（発信者情報）

第26条（位置情報）

第27条（不払い者等情報）

第28条（迷惑メール等送信に係る加入者情報）

第29条（電話番号情報）

第4章 雑則

第30条（ガイドラインの見直し）

第3章 各種情報の取扱い

（通信履歴）

第23条 電気通信事業者は、通信履歴（利用者が電気通信を利用した日時、当該通信の相手方その他の利用者の通信に係る情報であって通信内容以外のものをいう。以下同じ。）については、課金、料金請求、苦情対応、不正利用の防止その他の業務の遂行上必要な場合に限り、記録することができる。

2 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信履歴を他人に提供しないものとする。

（発信者情報）

第25条 電気通信事業者は、発信者情報通知サービス（発信電話番号、発信者の位置を示す情報等発信者に関する情報（以下「発信者情報」という。）を受信者に通知する電話サービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、通信ごとに、発信者情報の通知を阻止する機能を設けるものとする。

2 電気通信事業者は、発信者情報通知サービスを提供する場合には、利用者の権利の確保のため必要な措置を講ずるものとする。

3 電気通信事業者は、発信者情報通知サービスその他のサービスの提供に必要な場合を除いては、発信者情報を他人に提供しないものとする。ただし、利用者の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合、電話を利用して脅迫の罪を現に犯している者がある場合に おいて被害者及び捜査機関からの要請により逆探知を行う場合、人の生命、身体等に差し迫った危険がある旨の緊急通報がある場合において当該通報先からの要請により逆探知を行う場合その他の違法性阻却事由がある場合はこの限りでない。

（位置情報）

第26条 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、位置情報（移動体端末を所持する者の位置を示す情報であって、発信者情報でないものをいう。以下同じ。）を他人に提供しないものとする。

2 電気通信事業者が、位置情報を加入者又はその指示する者に通知するサービスを提供し、又は第三者に提供させる場合には、利用者の権利が不当に侵害されることを防止するため必要な措置を講ずるものとする。

3 電気通信事業者は、第4条の規定にかかわらず、捜査機関からの要請により位置情報の取得を求められた場合において、当該位置情報が取得されていることを利用者が知ることができることであって、裁判官の発付した令状に従うときに限り、当該位置情報を取得するものとする。